

公立認定こども園への移行に関するQ & A

2023/12/8更新

No.	質問事項等	回答
①認定こども園について		
1	なぜ認定こども園に移行するのですか。	<p>令和3年2月策定の「箕面市新改革プラン」において、効率的かつ健全な行政運営を確立し、多様化するニーズに対応するため、「公立幼稚園の段階的廃止」や「公立保育所の段階的民営化」が示されました。</p> <p>このプランを受けて、市議会による「箕面市の公立幼稚園及び公立保育所の運営のあり方に関する検討会議」での議論や、市長から教育委員会への意見聴取を行う中で、「公立幼稚園・保育所の役割、地域バランスを十分考慮した上で、一定数以上の存続を前提とすること」や、「多様な就労形態等に即した公立認定こども園の設置」が必要である等の意見がありました。</p> <p>これらの意見を踏まえ、令和3年8月に「新箕面市アウトソーシング計画」が策定され、公立幼稚園・公立保育所を再編統合し、市域の東部・中部・西部の3地域に1園ずつ、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ、公立認定こども園を設置することになりました。</p>
2	認定こども園とはどのような施設ですか。	<p>教育・保育を一体的に行う施設で、保育所と幼稚園の機能を併せ持ちます。保護者の就労の有無によって利用施設が限定されることがなく、また、全ての家庭を対象とした支援活動（子育て相談など）を行います。</p>
3	各公立幼稚園・公立保育所は、いつ、公立認定こども園に移行しますか。	<p>【令和6年4月】 中部地域に「かやのこども園」を開園（0～5歳児施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・萱野保育所、かやの幼稚園、なか幼稚園を再編統合 ・利用施設は現萱野保育所と現かやの幼稚園 <p>【令和9年4月】 西部地域に「せいなんこども園」を開園（3～5歳児施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜ヶ丘保育所、せいなん幼稚園を再編統合 ・利用施設は現せいなん幼稚園 ・現桜ヶ丘保育所は乳児特化型園として民営化または廃止 <p>東部地域に「とよかわこども園」を開園（3～5歳児施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東保育所、とよかわみなみ幼稚園を再編統合 ・利用施設は現とよかわみなみ幼稚園 ・現東保育所は乳児特化型園として民営化または廃止
4	認定こども園になるメリットを教えてください。（財政面のメリット以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園コースも含めた全ての子どもに給食の提供があります。 ・幼稚園コースは教育時間終了後も希望により保育を行う預かり保育を利用できます。（別途預かり保育料が発生します。） ・2号認定こども（保育園コース）は、保護者の就労状況が変わっても退園の必要がありません。 ・園全体の児童数が増えることで、保育時間の違いを含め、様々な友だちと出会うことができます。多くの友だちと過ごす中で、互いの意見を聞き、認め合ったり、自分の気持ちを出し合ったりすることで、考え方が広がることが期待されます。 ・4・5歳児は複数クラスになることで、クラス対抗や合同の遊びなどを活発に楽しむことができ、客観的に別のクラスや友だちを見ることで、互いのよさや違いを認め合うことにつながります。 ・認定こども園移行により、3～5歳児は現幼稚園施設で過ごすことになるため、特に保育所から移行する子どもについては、舞台のある遊戯室などより幼児教育に特化した環境で過ごすことができます。

No.	質問事項等	回答
5	再編により新設される認定こども園はどこが運営するのですか。園の先生は市の職員ですか。	市が運営します。園職員は市職員（保育教諭等）です。
6	現在、箕面市の公立保育所（または公立幼稚園）に通っています。認定こども園の移行に伴って、認定こども園に通うために何か手続きが必要ですか。	認定こども園への移行に伴う事務手続きはありません。在園していれば自動的に認定こども園に在籍することになります。ただし保育園コースの利用継続に伴う事務手続きは従来の保育所同様、引き続き必要です。（例年8月頃に実施）
7	1号認定・2号認定・3号認定とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や認定こども園などを利用する際に受ける認定です。 1号認定…満3歳以上で幼児教育を希望する子ども <ul style="list-style-type: none"> ※箕面市の公立認定こども園では、4歳児・5歳児で幼児教育を希望する子どもになります。 2号認定…満3歳以上で保護者の就労等で保育を必要とする子ども 3号認定…満3歳未満で保護者の就労等で保育を必要とする子ども <p>・認定こども園の場合、1号認定は幼稚園コース、2号認定・3号認定は保育園コースとなります。</p>
8	新2号認定とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定（幼稚園コース）のうち、2号認定（保育園コース）と同等の保護者の就労等で保育認定を受けた子どもになります。 ・1号認定との違いは、預かり保育料の利用料金です。新2号認定を受けた児童の預かり保育の利用料金は、利用時間帯等にかかわらず、一人一日あたり450円が無償となります。（料金の計算はNo.「④5」をご覧ください。）
9	令和5年度にかやの幼稚園やなか幼稚園に入園した場合、令和6年度に開園するかやのこども園へ必ず入園できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園コース（1号認定）としては、必ず入園できます。 ・一方、保育園コース（2号認定）への変更を希望される場合は一般のかたも含めた利用調整（入園選考）を行うこととなります。従って、現在かやの幼稚園に在籍されていたとしても、必ずかやのこども園の保育園コースに変更できるわけではありません。 ・幼稚園コースから保育園コースの変更を希望される場合は、市子ども総合窓口や市ホームページで9月中旬頃から配布開始する「保育施設入園のご案内」をお読みいただき、市子ども総合窓口へお申し込みください。
10	「かやのこども園」「せいなんこども園」「とよかわこども園」の名称はどのように決まったのですか。	<p>（名称案決定までの流れ）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令和4年11月に公立認定こども園3園の正式名称案を市民公募 ②「名称選定検討会議（地域、保護者、園所、行政で構成）」にて応募作品について意見聴取 ③名称選定検討会議での意見聴取結果を踏まえ、教育委員会で名称案決定 ④名称案を盛り込んだ「箕面市幼保連携型認定こども園条例」の改正案について市議会で審議・議決 <p>（選考理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称選定検討会議において、委員から最も多くの支持を得たこと ・園の立地を地理的にイメージしやすいこと ・すでになじみのある地域名を用いることで、地域に愛着を持ってほしいという地域の願いにも応えられること ・短くシンプルかつひらがな表記により、就学前の子どもも呼びやすく覚えやすいこと ・3園の名称の統一感があること

No.	質問事項等	回答
②認定こども園での過ごし方等について		
1	幼稚園コース・保育園コースでは園で過ごす時間に違いはありますか。	<p>【幼稚園コース】 月～金曜日の9時から14時が教育時間となります。なお、ご希望により17時まで預かり保育を利用できます。（別途預かり保育料が発生します。）</p> <p>【保育園コース】 月～土曜日の7時から19時の範囲内（保護者の就労時間により標準時間認定・短時間認定に分かれ、それぞれで利用時間帯が異なります。）</p>
2	幼稚園コースの子どもと保育園コースの子どもは一緒に過ごしますか。	幼稚園コース・保育園コースにかかわらず、同じクラスで一緒に過ごします。
③入園対象者や定員超過等について		
1	現在、公立幼稚園は4・5歳児のみ入園できますが、認定こども園になると、幼稚園コースでも3歳児から入園できますか。	認定こども園に移行後も、現行同様、幼稚園コースは4・5歳児が対象です。
2	幼稚園コースで入園を希望し、定員を超えた場合はどうなりますか。	<p>幼稚園コースの申込者が定員を超過した場合、抽選等の方法により入園者を決定します。</p> <p>なお、保育園コースも定員を超える申込みがある場合は、市が利用調整を行います。</p>
3	幼稚園コース・保育園コースの定員はそれぞれどうなりますか。	現在の幼稚園・保育所の在園児数や子ども一人あたりに必要な面積基準等を踏まえて園全体の定員を設定します。
④園の利用料金等について		
1	認定こども園の保育料はいくらですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児の子どもは市内のその他の保育所・認定こども園等と同様、世帯の市区町村民税所得割額により保育料を決定します。 ・3～5歳児の子どもは、保育料が無料です。ただし、保育料とは別に、3歳児以上では給食費が、幼稚園コースで教育時間終了後に預かり保育を利用する場合は預かり保育料が発生します。

No.	質問事項等	回答
2	幼稚園コースの給食費はいくらですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・月額3,400円です。 ・給食費は年間を通して毎月定額を口座振替により徴収します。夏季休業中である8月も給食費を徴収しますが、給食提供のある期間の給食費の年額を12ヶ月で割り戻した額であるため、給食提供のない期間の給食費を徴収するものではありません。
3	幼稚園コースの給食費について、休園日数分の還付等がありますか。	給食費の還付については、園児の疾病等でひと月以内に連続して15日以上欠席する場合は半額にする措置が原則となります。
4	幼稚園コースが利用できる「預かり保育」とは何ですか？また、預かり保育料はいくらですか。【1号認定としての利用時】	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育は、幼稚園コース在籍児童が対象で、幼稚園コースの降園時間後も園でお子様をお預かりするものです。（有料） ・料金や運営時間等は下記のとおりです。 <p>平日 教育時間終了後～17:00は570円（おやつ代含む） 長期休業日 ①9:00～14:00は910円（給食代を含む） ②9:00～17:00は1,280円（給食代とおやつ代を含む）</p>
5	幼稚園コース（1号認定）から新2号認定を受け、預かり保育を利用した場合、預かり保育料はどうなりますか。【新2号認定としての利用時】	<p>新2号認定を受けたかたの預かり保育の利用料金は、利用時間帯等にかかわらず、一人一日あたり450円が無償となります。</p> <p>（例）学期中の平日14:01～17:00枠の利用を、1か月あたり5日間利用された場合の1か月あたりの利用料金総額</p> <p>通常利用料金は、 570円×5日＝2,850円…① 無償対象金額は、 450円×5日＝2,250円…② 実質負担額は、 ①－②＝600円</p>
6	認定こども園になっても、保育所同様、給食費の免除制度はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの保育所同様に副食費の免除制度があります。 ・給食費は主食費（ごはんの費用）と副食費（おかずやおやつの費用）の2つを合算したのですが、そのうち、副食費について免除制度があります。 ・保育園コースの場合、①市区町村民税所得割額が77,100円以下の世帯、②生活保護受給世帯、③第3子以降（世帯のなかの就学前児童のみを数える）は副食費が無料です。 ・幼稚園コースの場合、①市区町村民税所得割額が77,100円以下の世帯、②生活保護受給世帯、③第3子以降（世帯のなかの小学3年生のきょうだいから数えて第3子以降）は副食費が無料です。

No.	質問事項等	回答
7	公立幼稚園では制服がありました が、認定こども園移行後はどう なりますか。また、かばんの指定 もありますか。	認定こども園に移行後は、制服は 定めません。かばんもリュック タイプであること以外は指定は しないため、これまでお使いの かばんを使用いただいても、別 のリュックタイプのかばんを使 用いただいても構いません。
8	幼稚園コースの子ども給食はあ りますか。	保育園コース・幼稚園コースに かかわらず、全てのお子さんに 給食を提供します。（給食費につ いては費用が発生します。）
9	幼稚園コースの預かり保育は夏 休みなどの長期休業期間も実 施してもらえますか。	長期休業期間中も預かり保育 を実施します。
10	登降園時に園まで自動車送迎を したいのですが、園の駐車ス ペースを利用してもよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の登降園につ いては、できるだけ徒歩又は 自転車をお願いしています。 通勤等の事情により、車送 迎の利用を希望される場 合は、事前に園まで申請 いただき、園から許可証の 発行を受けることが必要 になります。 ・許可証の申請対象者は以 下のとおりです。 ①保育園コース（2号・3 号認定）、保育園コース と同等の保護者の就労等 で保育認定を受けた幼 稚園コース（新2号認定 子ども）の家庭のうち、 車送迎を必要とする家 庭 ②その他、身体上の特別 な事由により園が認め る家庭
11	認定こども園に移行後は、PTA や保護者会はどうなります か。	現在、再編対象の園所のPTA ・保護者会で検討いただ いています。